

議案第40号

工事の施行協定の締結について

工事の施行について、下記のとおり協定を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 協定の目的 長崎本線 肥前麓・中原間 北浦踏切(7k215m)公共下水道事業の管渠築造工事の施行
2. 協定の方法 随意契約
3. 協定金額 ￥89,878,000-
4. 協定の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
氏 名 九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二

令和 8年 6月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

仮 協 定 書



長崎本線 肥前麓・中原間 北浦踏切(7k215m)公共下水道事業の管渠築造工事(以下「工事」という。)の施行について、みやき町(以下「甲」という。)と九州旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(工事の位置、内容及び工程)

第1条 工事の位置、内容及び工程は、添付図書のとおりとする。

(工事の施行)

第2条 工事は、次により乙が施行するものとする。

下水道施設	汚水管推進工
鉄道施設	軌道補修

(工事の費用、負担及び支払)

第3条 工事に要する費用は、別紙1事業費負担額調書のとおり総額概算89,878千円《負担金工事経費2,164千円、受託工事経費総額87,714千円(うち取引に関わる消費税及び地方消費税相当額7,974千円、消費税等相当額を除く受託工事経費79,740千円)》とし甲が全額負担するものとする。

2 甲は、前項の工事費を別紙2資金計画表に基づき、別途乙が発行する支払請求書により納入するものとする。なお、乙のインボイス発行については、工事完了後の精算通知をもって行うものとする。

(工事の施行期間)

第4条 工事の施行期間は、みやき町議会の議決を得た日から2027年3月19日までとする。

2 施行期間の延長等その他やむを得ない理由により、上記期限までに完了できない場合は甲、乙協議の上、期間を変更するものとする。

(工事費の見直し及び精算)

第5条 工事の設計変更、物価労賃の変動等が発生した場合は、工事に支障をきたさないよう速やかに甲乙協議の上、必要に応じて工事費の見直しを行うものとする。

2 工事費は、工事完了後速やかに精算するものとする。

(施設の帰属及び管理)

第6条 工事完了後の施設の帰属及び管理区分は、次のとおりとする。

下水道施設	甲
鉄道施設	乙

(用地の処理)

第7条 甲は、乙が工事のため必要とする乙以外の用地については、工事期間中無償で乙が使用できるよう措置するものとする。

(行政上の手続)

第8条 工事に伴う行政上の手続は、甲乙協議の上処理するものとし、甲は、あらかじめ関係機関と調整を図るものとする。

(家屋等の調査及び補償)

第9条 家屋等の事前・事後調査は、甲が実施するものとし、事後調査の結果発生した被害については、甲乙協議の上乙の責めに帰する場合を除き甲が処理するものとする。

(損害の処理)

第10条 工事に伴う損害は、甲乙協議の上乙の責めに帰する場合を除き甲が処理するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 工事に伴う第三者からの苦情等は、甲乙協議の上乙の責めに帰する場合を除き甲が処理するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第12条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行に当たり相互に公正性及び透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(契約関係資料の提出)

第13条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び本協定の精算時に請負契約並びに工事の出来高及び竣工に関する資料を甲へ提出するものとする。

(協定書の取扱)

第14条 この協定は、みやき町議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときに本協定として成立するものとする。

2 甲は、当該議決を得たときは速やかに乙にその旨を通知するものとする。

(その他)

第15条 前各条に定めのない事項又は本協定に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上処理するものとする。

以上の証として、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

2026年4月24日

甲

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
みやき町
みやき町長

岡



乙

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

古宮 洋二



事業費負担額調書

件名：長崎本線 肥前麓・中原間 北浦踏切(7k215m)公共下水道事業の管渠築造工事

(単位：千円)

施工者 区分	事業区分・内容	事業費	事業費負担内訳		摘要
			甲	乙	
	総額	89,878	89,878		
	負担金工事経費	2,164	2,164		
	負担金工事費	2,000	2,000		
	軌道	2,000	2,000		
	軌道補修	2,000	2,000		
	管理費	164	164		率計算による
乙	受託工事経費総額	87,714	87,714		
	受託工事経費	79,740	79,740		
	受託工事費	70,000	70,000		
	土木	70,000	70,000		
	汚水管推進工	70,000	70,000		
	管理費	5,740	5,740		率計算による
	付帯工事費	4,000	4,000		
	消費税等相当額	7,974	7,974		受託工事経費の10%

資金計画表

件名：長崎本線 肥前麓・中原間 北浦踏切(7k215m)公共下水道事業の管渠築造工事

(単位：千円)

区 分		金 額	記 事
甲 負 担 額		89,878	
支払期間及び金額	議会の議決を得た日から40日以内	35,000	
	工事完了検査後40日以内	54,878	
	計	89,878	

長崎本線肥前麓・中原間北浦踏切(7k215m)公共下水道事業の 管渠築造工事位置図

